

一般財団法人難病治療開発機構 賛助会員規定

(目的)

第1条 本規定は、一般財団法人難病治療開発機構定款第46条の規定に基づき、賛助会員及び賛助会費に関して必要な事項を定める。

(入会)

第2条 賛助会員となるには、一般財団法人難病治療開発機構（以下、「本財団」という）に別紙様式による入会申込書を提出し、理事長の許可を得るものとする。

(賛助会員の種類)

第3条 賛助会員は、営利を目的とする企業などを対象とする企業会員、自治体・公共団体・NPO・医療機関などを対象とする団体会員及び個人会員の3種類とする。

(賛助会員の便益)

第4条 賛助会員は本財団の事業に関する情報を優先して受けることができるとともに、それに対し意見を述べることができる。

(賛助会費)

第5条 賛助会員は以下の賛助会費を納入する。

- (1) 企業会員の賛助会費は、1口年額 50万円、1口以上とする。
 - (2) 団体会員の賛助会費は、1口年額 5万円、1口以上とする。
 - (3) 個人会員の賛助会費は、1口年額 1万円、1口以上とする。
- 2 賛助会費は入会申込時に当該年度分の会費が発生し、その納入は、本財団の会計年度4月1日から翌年3月31日までの期間中に当該年度分を納入するものとする。
- 3 賛助会費は下記の銀行口座に振込むものとし、振込手数料は賛助会員の負担とする。

【振込先】

銀行名：百五銀行 磯部支店 普通預金 251428

名義：一般財団法人 難病治療開発機構

(イッパノサゲイダンホカゾンカンビョウリヨウカハツキコウ)

(更新)

第6条 賛助会員は、会員から退会の意思表示がない限り、年度毎の「自動更新」とする。

(退会)

第7条 賛助会員が退会しようとする場合は、その旨を本財団に4か月前に文書で連絡するものとし、会費未納分がある場合には退会前に支払納入するものとする。

第8条 賛助会員が退会した場合、既納の賛助会費は返還しないものとする。

附則

本規定は、2023年4月10日より施行する。